

矢幅駅前地区地区計画

名 称		矢幅駅前地区地区計画
位 置		矢巾町大字又兵エ新田第6地割及び第7地割並びに 大字南矢幅第7地割、第8地割及び第12地割並びに駅 東一丁目の各一部
面 積		約11.6ha
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、JR東北本線矢幅駅の東側に位置し、町の 中心市街地として文化、商業等の都市機能の集積を図る 地区である。土地区画整理事業が実施されているため、 基盤整備とあわせて地区計画を定めることにより、建築 物の適切な誘導を図り、土地区画整理事業の効果を維持 しながら、地区の活性化と良好な市街地環境の創出及び 保全を図ることを目標とする。
区域の整備・ 開発及び 保全に関 する方針	土 地 利 用 の 方 針	矢幅駅周辺の市街地において、公共交通結節点として の機能の他、商業、文化、福祉、居住など中心市街地と しての機能が求められているなかで、本地区では、商業 や文化を中心とした施設の集積を図るとともに、既存の 住宅との共存を図る。 駅前広場や矢幅駅東せせらぎ通り線に面する部分で は、商業業務施設や文化施設等の立地を誘導する。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	本地区は土地区画整理事業により都市計画道路、区画 道路、公園が整備されることから、これらの機能が損な われないよう、維持保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	駅前地区として、また町民の生活の中心となる市街地 として、建築物等の用途の制限、建築物等の形態及び色 彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う ことにより、快適で安心な環境と魅力的な景観の創出を 図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>以下に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 矢幅駅東口駅前広場又は都市計画道路7・4・7号矢幅駅東せせらぎ通り線に面する建築物で、地上1階部分が、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの又は単独倉庫又は倉庫業を営む倉庫</li> <li>2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの</li> <li>3 自動車教習所</li> <li>4 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの</li> <li>5 神社・寺院・教会その他これらに類するもの</li> </ol>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画図に示す歩行者専用道路に面する土地の建築物は、歩行者専用道路に向けて窓を設ける。</li> <li>2 建築物の屋根、外壁、垣又はさくの色は、マンセル表色系（日本工業規格に定める色の表示方法）で別表に掲げる範囲であるか又は無彩色とし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>3 屋上設備は、壁面を立ち上げるか又は目隠しを設置する。屋外に設置される室外機やその他の建築設備は、道路から見えにくい位置に設置し、やむを得ず設置する場合は、目隠しを設置するか又は建築物と一体となった色彩やデザインとする。</li> <li>4 屋外広告物は、以下に掲げるものに限る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①法令の規定により表示又は設置するもの</li> <li>②国、地方公共団体又は県知事が指定する公共的目的を有する団体が、その事務又は事業に関して公共的目的をもって表示又は設置するもの</li> <li>③自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示又は設置するもの</li> <li>④自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの</li> <li>⑤国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板</li> </ol> </li> <li>5 屋外広告物は以下に掲げる事項を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①屋上又は最上階の屋根への設置でないこと</li> <li>②道路の境界線より突き出していないこと</li> <li>③建植広告物は地上から上端までの高さが6m以下であること</li> <li>④地色の色彩がマンセル表色系（日本工業規格に定める色の表示方法）で別表に掲げる範囲であるか又は無彩色であること</li> </ol> </li> </ol>
		垣又はさくの構造の制限	<p>計画図に示す歩行者専用道路に面する宅地は、歩行者専用道路に通用口を設ける。</p>
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

別表 建築物の屋根、外壁、垣又はさく、屋外広告物の色彩

色 相	基 準	色 相	基 準
R、YR	彩度6.5以下	GY、PB、P	彩度5.5以下
Y、RP	彩度6.0以下	G、BG、B	彩度5.0以下